

施策評価シート（評価実施年度：平成27年度）

事務事業所管部局長 (幹事部局)	健康福祉部長 藤間 博之	電話番号	0852-22-5230
---------------------	--------------	------	--------------

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-2-5 生活衛生の充実
目的	飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守る。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	
生活衛生に関する健康被害発生件数	目標値	/	0.00	0.00	0.00	0.00	件	薬事に関する健康被害発生件数	目標値	/	0.00	0.00	0.00	0.00	件	
	取組目標値	/							取組目標値	/						
	実績値	0.00	0.00	0.00	0.00				実績値	0.00	0.00	0.00	0.00			
	達成率	/	100.00	100.00	100.00				%	達成率	/	100.00	100.00	100.00		
定性目標	目標値	/					%	平成24年度～平成27年度	目標値	/					%	
	取組目標値	/							取組目標値	/						
	実績値								実績値							
	達成率	/							%	達成率	/					%
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	○旅館業や理美容業等、生活衛生関係営業施設に対して、法に基づく許可、監視、指導等を行い、生活衛生に起因する健康被害の防止を図っている。 ○薬局等に対して、法に基づく許可、監視、指導等を行い、薬等に起因する健康被害の防止を図っている。 ○保健所による水道施設への立ち入り検査により、浄水施設等の適正管理や水質状況の把握を行っている。 ○各事業の実施により、生活衛生に関する健康被害はゼロだった。															

③評価時点での施策目的に対する現状

(2) 評価時点で施策目的に対する現状（客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況）	○レジオネラ対策を講じる必要のある旅館、公衆浴場等を中心に生活衛生関係営業施設の監視・指導を実施（立入件数470件、指導件数1件） ○医薬品等の製造業者、販売業者等の監視・指導を実施（立入施設数1309件、指導施設数51件） ○温泉法に基づく温泉利用施設等の監視・指導を実施（監視施設数89件、指導施設数1件） ○水道水の給水停止・断水は半日(1件)であり目標日数内を維持。 ○動物愛護教室や譲渡会を開催し、動物愛護思想や適正飼養の普及・啓発を行うと共に、モデル地区を設け、猫の保護、避妊・去勢手術を行った後、保護した場所に戻す事業を実施し猫の引取数が減少。(H26 1554匹(前年1766匹))
---	---

④総合的な評価

評価時点での総合的な評価 A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいるが見直す点もある C:あまり順調に進んでいない	判断	その理由
	A	各法令に基づく許認可、監視・指導の実施、県民に対する情報提供等を行うことにより、生活衛生に関する健康被害は防止できている。

⑤課題の認識

(1) 平成27年度末の施策目的の達成状況（予測） A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由（「総合的な評価」の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
	A	
(2) 施策の目的達成に向けての課題	①法に基づく監視指導を、多くの施設に対し、限られた職員で実施するには、効率的・効果的に実施する必要がある。 ②水道事業については、経営的に安定し、適正に管理された水道水を供給するため、市町村は早急に、資産台帳などの整備を行い、平成28年度末までが期限とされている水道事業の統合や、水道施設の老朽化対策を計画的に進める必要がある。 ③動物管理等対策事業については、飼い主のいない猫、中でも子猫の引取が多いことから、モデル地区を増やし、猫の保護、避妊・去勢手術を行い、保護した場所に戻す事業を引き続き実施する必要がある。	

⑥今後の取組の方向性

課題解決に向けての今後の取組の方向性	①生活環境衛生の確保は、各種の法律等に基づく監視・指導の充実によるため、マニュアルなどを活用し、適切かつ確実な監視・指導を実施する。 ②水道事業の統合化や水道事業の老朽化対策は、その財源確保について、補助事業の拡充などの支援を国に対して要望していく。 ③動物管理等対策事業では、飼い主のいない猫対策等の個別の事業を進めるとともに、適正飼養や動物愛護思想の普及を推進し、引取られる犬・猫の数の減少を図る。
--------------------	---